**買い取り要望に「譲渡承認請求」を活用する方法**

* 買い取り請求権

**↓**

株主平等の原則

**↓**

「売主追加請求権」

**↓**

買い取り、財源問題（寝た子を起こす）

* 「譲渡承認請求権」の方法で、双方示し合わせて売買する

「元役員の買い取り請求」には応じず、元役員には全く関係のない第三者に譲渡したい旨の譲渡承認請求を出させて、会社はこれを認めない代わりにオーナーを指定して買い取らせたり、金額が多くて買えない場合には会社に自己株式として取得する」

譲渡承認請求の方法によると

①売主追加請求権問題はない

②特定株主の相対取引

③特別決議では氏名と対象株式を買い取る旨とその数を決議するだけ

④買い取り価格については、総会後に譲渡承認請求者との別途協議